**府立学校における**

**働き方改革に係る取組みについて**

**（平成30年３月）**

**大阪府教育庁**

**Ⅰ　はじめに**

教職員の働き方改革については、平成25年3月に取りまとめた「教職員の業務負担軽減に関する報告書」をもとに取組みを進めてきた。平成29年4月からは、全国に先駆け、全ての府立学校において、全校一斉退庁日、ノークラブデーを実施し、府立学校における教員一人当たりの平均時間外在校時間は、府立学校全体で初めて前年度を下回るなど一定の成果が表れてきているが、依然として多くの時間外勤務が生じている。

　このような状況を踏まえ、教育庁としては、平成29年8月にプロジェクトチームを設置し、教職員の長時間勤務の是正と負担軽減に向け、検討を進めることとした。

　検討にあたっては、学校関係者から寄せられた意見を参考としつつ、教育庁、学校管理職、教職員が各々時間外勤務の抑制に取り組むべく、Ⅵに掲げる６つの観点に立って、負担軽減、意識改革等の面から「当面の取組み方策」として取りまとめた。

また、「大阪府教育振興基本計画における後期事業計画」においても、教職員の働き方改革の推進を新たに位置づけ、目標値を設定した。

国においても、教職員の業務負担軽減の観点から、教員の超過勤務を“超勤４項目”以外には認めない給特法の在り方を含む教職員の勤務時間等に関する制度の在り方について議論されていることから、その動向にも注視していく。

　府立学校の働き方改革の推進は、教育庁と各府立学校が一体となって取り組む課題である。校長、准校長には、引き続き、教職員の勤務時間管理と意識改革を徹底するとともに、本書をもとに着実に取組みを進めていただきたい。

市町村立学校の教職員（府費負担教職員）の働き方改革については、市町村教育委員会において、ノークラブデー等の取組みが行われており、府教育庁としても部活動指導員の配置に係る補助制度を創設するなど、可能な支援を行っているところである。今後、本書も参考に市町村の取組みが進められるよう、府としても連携協力していく。

学校における働き方改革は、教職員が、心身の健康を損なうことなく、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることをめざすものである。児童生徒に寄り添った、丁寧な指導を行うことができる状況をつくるためにも、関係者が力を合わせ、継続的に取組みを進めることが大切である。

**Ⅱ　これまでの業務負担軽減に関する取組み**

◆ H20. 1月 教職員の業務負担軽減に関するＰＴの設置

◆ H25. 3月 「教職員の業務負担軽減に関する報告書」の取りまとめ

・部活動の見直し、実態に即した勤務形態の導入などの対応策の実施

≪ <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/19802/00000000/gyomufutankeigen.pdf> ≫

◆ H26. 3月 各種調査等の見直し報告書作成

・平成24年度の教育委員会事務局（現教育庁）を実施主体とする、府立学校に対する調査・報告書の総数295件の内、81件について見直し（廃止・統合・項目精査及び削減・回答方法簡略化・様式簡素化・時期変更）を実施

◆ H27. 8月 大阪府立学校安全衛生協議会の下に「長時間労働健康障がい防止委員会」を設置

　　　　　　　　・長時間在校教員の実態・原因等、医師の面接指導等を調査

　◆ H28.12月 府立学校における長時間勤務の縮減に向けた取組みの周知（好事例199件）

・生徒の完全下校時刻の設定　　　・夏季休業中等の年休の集中取得日の設定

・生徒、教員の定時退校日の設定　・学校行事の見直し、精選

・部活動顧問の複数配置　　　　　・業務時間外における留守番電話の設置

・会議の効率化（構成メンバー精選、資料データ化・事前配付、時間設定）

・産業医、安全衛生委員会の活用　・時間外在校時間の提示　　　　　　等

　◆ H29. 2月 府立学校に対する指示事項、市町村教育委員会に対する指導・助言事項に「教職員の長時間勤務の縮減」を記載

◆ H29. 4月 全校一斉退庁日及びノークラブデーの実施（H29.1月より試行実施）

**Ⅲ　府立学校における時間外勤務の状況**

＜府立学校教員一人当たりの平均時間外在校時間＞

・**Ｈ28年度平均：28.1h/月**（全日制33.5h/月、定時制通信制14.3h/月、支援学校20.4h/月）

・**Ｈ27年度平均：29.2h/月**（全日制33.4h/月、定時制通信制13.9h/月、支援学校21.5h/月）

・**Ｈ26年度平均：28.5h/月**（全日制32.7h/月、定時制通信制18.4h/月、支援学校20.8h/月）

【全校一斉退庁日及びノークラブデー実施（試行含む）後（H29.1～）（府立学校全体）**】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年.月 | H29.1 | H29.2 | H29.3 | H29.4 | H29.5 | H29.6 | **(概算)** **H29.1～12平均** |
| 平均時間外在校時間 | ***25.1*** | ***25.1*** | ***23.2*** | ***35.0*** | ***33.3*** | ***36.7*** |
| 対前年度増減 | *▲1.0* | *▲1.9* | *▲1.7* | *▲1.2* | *▲0.4* | *▲0.8* |
| 年.月 | H29.7 | H29.8 | H29.9 | H29.10 | H29.11 | H29.12 |
| 平均時間外在校時間 | ***25.8*** | ***13.5*** | ***31.0*** | ***28.7*** | ***30.6*** | ***21.6*** | ***27.5*** |
| 対前年度増減 | *▲1.1* | *▲0.5* | *▲0.3* | *▲1.7* | *▲0.6* | *▲1.0* | *▲1.0* |

（単位：時間）

**Ⅳ　国の動き**

**１　「学校における働き方改革に係る緊急提言」（Ｈ29.8.29／中央教育審議会 初等中等教育分科会 学校における働き方改革特別部会）**

（１）校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること

　　　　・ＩＣＴやタイムカードなどによる勤務時間把握、留守番電話等の整備など

（２）全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと

　　　　・業務改善方針・計画の策定、統合型校務支援システムの導入促進など

　（３）国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

・学校の業務改善を加速するための実証研究、「チームとしての学校」の実現に向けた専門スタッフの配置促進など

**２　「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（H29.12.22／中央教育審議会）**

（１）学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化

・「本来は誰が担うべき業務であるか」「負担軽減のためにどのように適正化を図るべきか」の2点から、必要な環境整備を行いつつ、学校・教師以外の主体に積極的に移行していくという視点に立って検討。

・教育委員会等において、業務の役割分担と適正化を図り、具体的な削減目標の設定の検討等を通じて業務の総量を削減することが重要。

● 基本的には学校以外（地方公共団体や教育委員会，保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等）が担うべき業務

①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り，児童生徒が補導された時の対応

③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整

● 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応

⑦校内清掃 ⑧部活動

● 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理

⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

（２）学校が作成する計画等の見直し

・学校ごとに作成される各種計画の統合や、児童生徒ごとに作成する計画（指導計画、支援計画等）の一本化・様式統一の推進等

　（３）学校の組織運営体制の在り方

・類似の内容を扱う委員会等については、校内の委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を進めるべき。

・学校運営を効果的に行うことにより学校の教育活動の質を向上させるために、真に効果的な委員会等の組織や、主任をはじめとする担当者の在り方、校務分掌の在り方について、引き続き議論。

　（４）勤務時間に関する意識改革と制度的措置

・勤務時間管理は、校長や教育委員会等に求められる責務。

・正規の勤務時間の割り振りを適正に行う等の措置を講じる事が必要。

・研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革

・勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを早急に検討。

　（５）「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

・教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

・勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援

**３　「学校における働き方改革に関する緊急対策」（H29.12.26／文部科学大臣決定）**

　（１）業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

　　　　・業務の役割分担・適正化を進めるための取組

　　　　・それぞれの業務を適正化するための取組

　（２）学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

　（３）勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

　　　　・勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

　　　　・教職員全体の働き方に関する意識改革

　　　　・時間外勤務の抑制のための措置

　（４）「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

（５）進捗状況の把握等

**Ⅴ　府教育庁における検討組織**

　　・平成29年８月に、教育監、教育次長を中心に、関係室･課長で構成するプロジェクトチームを設置。

・検討を進めるにあたっては、必要に応じワーキンググループ会議などを開催。

　（プロジェクトチームメンバー構成員）

　　　教育監、教育次長

教育総務企画課（庶務）、人権教育企画課

〔教育振興室〕高等学校課、高校再編整備課、支援教育課、保健体育課

〔市町村教育室〕小中学校課、地域教育振興課

〔教職員室〕教職員企画課、教職員人事課、福利課

　　　学校総務サービス課、施設財務課、私学課

**Ⅵ　教職員の長時間勤務の是正・負担軽減等に関する取組み**

府立学校の教職員の長時間勤務の是正・負担軽減等に関する取組みを６つの観点から取りまとめた。

**１　「教育庁主催の会議・研修等の縮減等」により教職員の負担軽減を図るもの**

　（１）会議・説明会の精選、工夫改善

・会議運営を簡素化し、効果的に行うことにより、要する時間の縮減を図る。

（例）参加者の精選、適切な時間設定、目的（指導助言、情報共有、意見交換）の明確化、資料の工夫及び事前配付　など

・説明者は、要点を絞った簡潔な説明を心掛ける。

①　H29年度から実施

・「進路指導担当者打合せ会」（６月）の内容を電子冊子化し、「就職用統一応募書類の趣旨徹底等に関する説明会」（８月）に整理統合（Ｈ30年度以降は7月を予定）

・「入学者選抜における手交説明会」、「配慮説明会」及び「問題手交」（２月及び３月）を、「実施細目説明会」（１月）に整理統合。検査問題は府教育庁から各校に配送（２月及び３月）

・「学校情報ネットワーク活用推進実践事例発表会（12月）」を廃止し、府教育センター主催のＩＣＴ活用に関する各種研修や「動画で見る　おおさかのＩＣＴ活用事例（府教育センターＨＰに掲載）」において周知する。

②　H30年度から廃止

・「大阪府児童・生徒体力・運動能力調査抽出校説明会」（４月）

・「府立学校経営研究発表大会」（１月）

・「学校給食担当者連絡会」（７月）及び「大阪府学校給食指導講習会」（10月）を廃止し、「学校給食衛生管理研修会」（6月）において周知する。

　（２）研修の精選、工夫改善

　　　　・教育庁が実施する各種研修の内容の重複を避け、縮減を図る。

　　　　・各校において研修参加計画を立てやすくできるよう、次年度の法定研修等の日時を前年度末に確定・周知する。

①　H29年度から実施

　　・府教育センターが実施する「10年経験者研修」の一部を「免許状更新講習」の対象研修(\*)として実施する。

＊全30時間中、「選択必修領域」6時間、「選択領域」18時間の計24時間分

　　　　　・「評価・育成システム」評価者研修の内容を簡素化し、府立校長研修を1回減とする。

・新任府立校長・准校長を対象とした入学者選抜に係る研修（１月）を、「指示事項『取組みの重点』に係る説明会」（12月）に合わせて実施する。

　　　　　・「選抜事務に係る教頭研修及び選抜事務入力システムに係る説明会」（12月）及び「実施細目説明会」（１月）を統合し、１日で開催（１月）する。

**２　「調査、通知文書等の精査・工夫改善」により教職員の負担軽減を図るもの**

（１）「学校経営推進費」事業計画書の簡素化【新規】

　（２）調査の見直し・簡略化等（H25年度見直しの拡充）

　　　・データとして活用頻度の低い項目の廃止や質問の重複を避ける工夫を行う。

・選択肢や数値による回答形式や、調査の趣旨をわかりやすく伝える表現とする等の工夫を行う。

　　　①　H29年度から実施

・支援学校の入学者決定検査において、別の時期に提出していた「準備委員会等の報告」と「入学者の報告」を「入学決定検査実施計画」にまとめる。また、「出願者数調査」、「入学予定者数調査」は廃止する。

・「学校における体育活動の取組み調査」の項目を精選する。

・「防犯・防災計画に係る調査」を廃止する。（計画提出時に確認）

・「学校安全に関する訓練、実技研修等の実施状況」の調査回数を２回から１回に減じる。

・日本スポーツ振興センターに提出する「部活動証明書」については、様式を指定しない。

　　　②　H30年度から実施

　　　　　・薬物乱用防止教室開催状況の調査回数を３回から２回に減じる。

　（３）学校向け通知文等の工夫改善

　　　　・統一書式の使用を図るとともに、類似案件の重複発出を避けるため担当課間で調整、確認する。

　　　　・学校からの提出書類の精選を行うとともに、入力ミスを防止できる様式作成に努める。

　　　　・手引き等を容易に理解できるものとなるよう、工夫改善する。

　（４）調査時期等の一覧や業務手順マニュアル等の提供

①　勤務条件等の制度解説、給与制度に関する手引・通知集の作成

　　　　　・勤務条件等の制度解説については、新規採用職員に冊子を配付する。また、給与制度に関する手引・通知集については、学校に配付するとともに、いずれも、総務サービスシステム（SSC）上にも掲載し、その内容の周知・啓発を図っている。

　　　②　「府立学校職員健康診断等実施要項」及び「大阪府立学校における学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医）に関する取扱いマニュアル」の作成（学校の事務処理の支援）

　　　③　各種手当の認定状況確認調査に係るマニュアル作成

　　　　　・調査票の記載方法や添付書類の概要を載せるととともに、SSC上に各手当の詳細なマニュアルを掲載。

　　　④　教育庁関連年間予定の作成（H29年度から実施）

　・調査等の時期・内容の一覧表を作成し、全府立学校に周知。

　　　⑤　支援学校の教科書選定業務手順書（学部別）の作成【新規】

　　　　　・次年度の教科書選定に係るマニュアルとして作成。

　　　⑥　評価･育成システムの工夫改善【新規】

　　　　　・手引き等の整備など、教職員への情報提供の充実を図る。

　（５）年度末の通知・調査等の精選、工夫改善

　　　　・通知、調査が集中し、人事異動を控えた年度末を避け、３月上旬頃まで又は４月中旬頃以降の発出に努める。

　　　　・支援学校に係る年度末及び年度始めの提出物一覧表を作成し、対象校、締切日、提出方法、担当者などを記載する。また、チェック欄を設け、提出状況の把握ができるように配慮。

　（６）報告の精選・軽量化等

　　　①　H29年度から実施

　　　　　・外部指導者派遣事業の月次の報告書について、外部指導者ごとにデータ集計を自動計算できるような様式に変更。また、メールでの報告も可とする。

　　　②　H30年度から実施

　　　　　・支援学校における特別非常勤講師（看護師・福祉医療人材活用事業等）に関する任用手続きについて、記載項目を減らすなど、書類作成業務の軽減を図る。

**３　「校長・准校長のマネジメント」により教職員の負担軽減、意識改革、環境改善を図るもの**

　　　以下の取組みを管理職が積極的に推進するとともに、長時間勤務の是正に向けた校内の意識改革を図る。

　（１）勤務時間管理と意識改革

　　　　・長時間勤務の是正に向け、各教職員の勤務時間管理を徹底するとともに、必要に応じて個別の指導を行う。

・教職員一人ひとりの意識改革を推進するため、あらゆる機会をとらえて啓発を行う。

　（２）業務に応じた勤務時間（いわゆる「ズレ勤」）の活用

　　　　・業務時間に合わせた勤務時間の変更を柔軟に行う。

（３）分掌等組織体制のスリム化

　　　　・校内委員会や校務分掌の整理、統合、改編を進めるなど、合理的で柔軟な運営組織を構築する。

・学校運営に首席、部主事等を積極的に活用する。

　（４）会議の縮小・工夫改善等

　　　　・会議目的（意思決定、アイデア収集、情報共有）及び終了時間を明確にする。

・会議資料の事前配付を徹底する。

・会議資料等のペーパーレス化及びデータ共有化を図る。

・構成メンバーが共通する会議は、前後に合わせて行う。

・会議の時間帯の一部を授業時間内に設定するよう努める。

・長期休業等を活用するなど、校内の会議を一定の期間に集中し開催。

　（５）教材等の共有化

　　　　・教材教具を校内システムの共有フォルダに保管し、誰もがアクセスできるようにする。

　　　　・教科科目や発達段階ごと等に教材教具を整理し、指導案とともに保管する。

・普段から教員間のコミュニケーションを図ることができるよう、ミドルリーダー等がサポートする。

　（６）４S（整理・整頓・清掃・清潔）の習慣化

・パソコンフォルダ内の整理、机上整理、ファイリング方法の統一により、効率的に仕事ができる環境を整える。

　（７）教職員間の業務負担平準化（校務分掌のあり方、人材育成等の観点等）

　　　　・適材適所、人材育成の観点から担任等の校務分掌を決定する。

・面談等を活用し、本人の能力が活かせる分掌へ配置する。

・校長・准校長がビジョンを示し、個々に役割を与えることで職員全体の意識を底上げする。

・業務分担をチーム化するなど、共通の課題を相談しながら解決できるシステムを構築。

・組織の目標設定や達成状況を見える化できるよう工夫する。

（８）修学旅行等下見業務等の縮減

　　　・旅行先を一定の年数固定化するなど、下見や実施計画の策定に係る業務の縮減を図るよう工夫する。

**４　「外部人材の活用等人的措置」により教職員の負担軽減を図るもの**

　（１）スクールソーシャルワーカー（SSW）の効果的配置

　　　　・高等学校にSSWを効果的に配置することにより、様々な課題を抱える生徒への指導が円滑かつ効果的に行えるよう支援する。

（SSWの役割）

様々な課題を抱える生徒に対し、福祉的視点からその課題情報を収集・分析し、その生徒が自立した生活を営むために、解決すべき課題把握を行い、計画・立案し、各関係機関と連携を行う。

・平成30年度は、学校や生徒の状況に応じ、「SSW集中配置型」と「居場所設置型」を効果的に展開。

（２）部活動指導等における外部人材の活用など

　　　①　大阪府学校支援人材バンク制度

　　　　　・部活動または教科・科目の一部に係る指導の充実、特色づくりや、障がい等のある生徒の教育活動を支援するため、外部人材を広く活用する。

②　部活動指導員の導入【新規】

　　　　　・部活動に係る教員の負担軽減を図るため、部活動の指導や大会の引率を行う部活動指導員をモデル的に配置する。

　（３）非常勤補助員の配置

・教頭等の業務負担軽減のため、非常勤補助員を配置し、学校運営に専念できる環境を整備する。

**５　「制度構築等」により教職員の負担軽減、意識改革、情報共有を図るもの**

　（１）「全校一斉退庁日」及び「ノークラブデー」の取組み強化

①　「定時出退勤日」の導入【新規】

　　　・現在、週1回の「全校一斉退庁日」に加えて、新たに「定時出退勤日」を導入する。

②　「週休日におけるノークラブデー」の実施等

　　　　・現在、少なくとも週1回設けている「ノークラブデー」を、国が示す運動部活動のガイドラインに準じ、週休日（土日）にも設定するなど、さらなる取組みを実施する。

　（２）特殊勤務手当の見直し【新規】

　　　　・6時間以上の区分を4時間以上に統合するとともに、２～４時間区分の手当を導入し、週休日等における部活動の短時間化を誘導。

　（３）学校休業日（仮称）の設定【新規】

　　　　・長期休業中（お盆、お正月）において、原則部活動や補習等を実施しない学校休業日を、平成31年度の本格実施に向け、平成30年度は各校において積極的に試行実施する。

・卒業生への書類発行の対応等、最低限の窓口業務の体制をとる。

　（４）在宅勤務（テレワーク）導入の検討【新規】

・育児、介護等の一定の要件のもとでモデル事業を実施する。

　（５）働き方改革ポータルサイト（仮称）の開設【新規】

　　　　・時間外勤務の抑制や業務負担軽減に効果のあった事例（昨年度199事例）等を掲載するポータルサイトを開設し、各校での今後の取組みに活用してもらう。

**６　「外部機関等に協力依頼・要望」を行うこと等により教職員の負担軽減を図るもの**

　（１）教員増の要望

　　　　・国が措置する教員定数の確保に最大限努めるとともに、引き続き、国に対し定数改善を要望する。

　（２）奨学金業務の業務改善・工夫

　　　　・日本学生支援機構に対し、業務簡素化に向けた要望をする。

・教育庁主催の、大学等進学にかかる府民向け奨学金等制度説明会を実施することで奨学金等制度の周知徹底を図る。（４月）

　　　　・府民からの奨学金等相談電話受付により個別の事案に対応。（平日９時～１８時）

　（３）部活動に係る関係者への協力要請等

　　　　・高体連、中体連、高野連に対し、主催する大会等での教員による引率等の業務を、部活動指導員が単独で行えるよう依頼した。

・高体連、中体連について、大会開催日数の縮減についても、検討を依頼した。

　（４）校外の学校説明会への参加回数縮減に係る協力依頼【新規】

　　　　・各種団体主催の説明会（ブース形式）について、合同開催、ブースの半日入替制等を依頼する。

　　　　・大阪府公立高校進学フェアについて、資料のみ参加等を検討する。

**Ⅶ　目標設定及び管理の方法**

**１　府教育庁の取組み**

　（１）「大阪府教育振興基本計画における後期事業計画」に位置づけ、下記目標値を設定し、進捗管理を行う。

なお、目標値については、今後、文部科学省において、教員の勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインが提示された時点で、再度検討することとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 現状（平成28（2016）年度） | 目標（2022年度） |
| 教員の年間1人当たり平均時間外在校時間府立高校全日制課程　　　：401.6時間　定時制通信制課程：171.6時間府立支援学校　　　：244.4時間 | 教員の年間１人当たり平均時間外在校時間を、全日制課程において360時間以内にするとともに、すべての校種で対前年度比で減少させる。とりわけ、時間外在校時間が極めて多い教員数が減少するよう、重点的に取組みを行う。 |

　（２）各校の取組状況については、大阪府立学校安全衛生協議会の意見を踏まえつつ、分析、検証し、改善策を検討する。

**２　校長・准校長の目標設定**

　（１）教職員の働き方改革に係る取組みを学校経営計画に位置づけ、PDCAサイクルにより推進するとともに、教育庁とのヒアリングにおいて進捗確認を行う。

（２）安全衛生委員会等を活用し、時間外勤務の抑制に向けた取組状況の報告、意見の聴取を行う。

　（３）安全衛生委員会の意見等を参考に、方策を検討し、実施する。